

酒田市立南平田小学校 いじめ防止基本方針

『規律』・『学力』・『自己有用感』

リーフレット版

酒田市立南平田小学校

電話：52-2009 FAX：52-3759

メール minamihirata@sakata.ed.jp

1 保護者の皆様へ

本校では、安全・安心な南平田小学校をめざし、日頃からいじめの未然防止に取り組んでおります。ただ、下記の『いじめの定義』を考えたとき、「いじめは、誰にでも起こりうるもの」とも捉えています。そこで、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、学校・保護者・地域が連携していじめの問題に取り組んでいきたいと考えています。

本校では、別冊『いじめ防止基本方針』を策定し、未然防止および早期発見に全職員で組織的に取り組んでまいります。いじめを認知した際は重大事態に発展しないよう、一つ一つの事案に対し迅速かつ適切な対応していきます。『リーフレット版』は、保護者や地域の皆様にご理解いただけるよう、簡易版として作成しました。いじめに関する取り組みについての理解と充実が図られるよう、常に見直し改善してまいります。お気づきのことお困りのことがある場合は、いつでも遠慮なく学校にご連絡ください。

2 『いじめ』とは

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条 より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と法に規定されました。

(2) いじめか否かの判断（改訂 山形県いじめ防止基本方針 より）

- けんかやふざけ合いでも、いじめられた児童の被害性に着目し該当するか否かを判断します。
- 好意で行った行為でも、相手に苦痛を感じさせてしまった場合には、いじめと判断する場合もあります。（ただし、態様によっては「いじめ」という言葉は使わず対応することもあります。）

3 いじめ防止のための南平田小学校の取り組み

(1) 未然防止の取り組み

いじめを生まないために必要なこととして、「確かな学力」を身につけること、学級の中で自分の役割を果たすことで得られる「自己有用感」を味わわせること、学校生活のきまりを守り「規律」ある生活をするを大事にしていきます。

① いじめのない学級・学年集団作り

- ・ 仲間との学び合いを大切にし、わかる授業・対話的授業に努めます。
- ・ 「なかよしタイム」や「なかよし清掃」など、異学年交流を通して、リーダーシップやフォロアーシップを育みます。

- ・年2回（5・10月）の「Q-Uテスト」・個人面談を実施し、児童の居場所づくりに取り組みます。

② 道徳教育・体験活動の充実

- ・「特別な教科 道徳」の充実を通して、自他の命を大切にする気持ちや思いやりの気持ちを育みます。
- ・平田の自然豊かで恵まれた環境をフィールドにした体験活動を通して、豊かな情操を育みます。

③ インターネットを通じて行われるいじめの防止

- ・「特別な教科 道徳」や「学級活動」の時間において、情報モラルの教材を計画的に実践し、児童に対しネット上のマナーを指導します。また、インターネット機器・フィルタリング・情報モラルについて外部から講師を招き、児童と保護者の皆さんと一緒に講話を聴き、学ぶ機会を設けます。

④ 教育的諸課題から配慮すべき児童への対応

発達障がいを含む障がいを持った児童、性同一性障がい（LGBTQ）等の児童、東日本大震災の被災地から避難している児童、海外からの帰国子女 等、様々な事情を抱える児童の違いや多様性を認め理解し、誰にでも優しく思いやりの態度で接することができるよう指導します。

（2）早期発見・適切な対応に向けた取り組み

① 定期的な調査の実施

児童および保護者に対し、年2回（6・11月）のアンケート調査を実施します。

② 校内組織の活用

校内に『いじめ対策委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該学年主任 等）』を置き、情報を共有しながら組織的に対応していきます。また、必要に応じて、心理学（SC:スクールカウンセラー）や法律（SL:スクールロイヤー）の専門家などから指導・助言をいただく場合もあります。

③ いじめを受けた児童・保護者への支援

- ・いじめられた児童が安心して教育を受けられるよう、全職員で環境づくりを進めます。
- ・必要に応じ、スクールカウンセラーなど、外部の専門家との連携を図り、心のケアに努めます。

④ いじめを行った児童への指導とその保護者への助言

- ・いじめを行った児童への対応については、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。その際は、いじめを行った児童の社会性の向上や人格の成長につながる指導を心がけます。また、いじめを行った児童に対し、教育委員会の指導・助言を得ながら出席停止や別室登校、臨時の学習集団変更などの措置をとる場合もあります。

⑤ いじめ解消の判断基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 いじめに係る行為が、少なくとも3か月の期間、止んでいること 2 被害児童及び保護者との面談などにより、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

上記の2つの要件を満たさない場合、いじめが解消したという判断はいたしません。

（3）いじめの重大事態について

重大事態の意味（「いじめ重大事態」は法に次のように規定されています）

- ・いじめにより、児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがある場合
- ・いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
（目安としては年間30日ですが、いじめを理由にした欠席には早期に対応します）

（4）点検・評価と不断の見直し

- ・南平田小学校いじめ防止基本方針について、以下の4点について年間を通して見直しを行う。
いじめへの対処方針や年間の指導計画 児童の実態共有 保護者・地域との連携 職員研修